



農地再生 **レインボー** 通信



発行：福島県耕作放棄地対策協議会 編集：福島県農村振興課 TEL 024-521-7380 FAX 024-521-7545 E-mail:nosonshinko@pref.fukushima.jp



今季のさわやかリフレッシュ



「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業」が創設されました!!

平成23年11月21日に国の第3次補正予算が成立しました。この中で、東日本大震災の被災農家の皆さんなどが、耕作放棄地を活用して営農を再開する取組を支援する事業が創設されました。

事業の仕組みは、従来の「耕作放棄地再生利用交付金」とほぼ同じですが、支援の内容が拡充されました。被災された方で、避難先等において営農再開をお考えの場合は、お気軽に御相談下さい。

【事業の概要】

支援の対象者は？

「東日本大震災」によって営農継続が困難となった被災農家等
被災農家等を雇用するなどの募集活動を1年以上継続して実施する農業生産法人等

(例)

- ・津波により農地や農業用施設が流出
- ・原発事故により避難

対象となる農地は？

市街化区域以外の農地で、市町村等が実施する「耕作放棄地全体調査」の「緑」又は「黄」に区分される状態にあると確認された農地(候補地がある場合は、当該農地のある市町村又は市町村農業委員会に御確認ください。)

具体的な支援内容は？

1. 再生利用活動に対する助成

再生作業(ア+イの交付が可能)

ア 雑草や雑木等の除去 5万円/10aを助成
(抜根等が必要な場合は、10万円/10a)

イ 除レキ、深耕、整地等 5万円/10aを助成
土壌改良 5万円/10a(最大2回まで)

肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等
営農定着 2.5万円/10a(1回のみ)

営農資材等の購入、導入作物の絞り込み等

~ の支援で、最高27.5万円/10aの支援

経営展開 定額

営経営相談・指導、実証ほ場の設置、

マーケティング、加工品試作、試験販売等の実践

「実証ほ場の設置」については、裏面を参照

2. 施設等補完整備に対する助成

左の「再生利用活動」に附帯して行う以下の施設等補完整備の取組に対して支援(以外、補助率 1/2)

基盤整備

農業用排水施設、農道(新設又は改良)、
暗きょ排水(新設又は変更)、客土、区画整理
農用地保全(法面保護工、老朽ハウスの再生活用等)

基盤整備用機械の借上げ

小規模基盤整備 5万円/10a

上記の基盤整備のうち簡易なもの

乾燥調製貯蔵施設 } 受益者数が農業者3者以上のもの、

集出荷貯蔵施設

農業体験施設(市民農園、教育ファーム等)

農業用機械・施設

農業用機械の購入又は借上げ、農業用施設(ハウス、
防霜施設等)の整備

農業用機械の購入は、地域協議会が実施主体の場合のみ対象

耕作放棄地の所有者が行う再生作業も支援の対象になります。

【実証ほ場の設置】による被災者支援

市町村の地域耕作放棄地対策協議会は、

耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証・展示するための「**実証ほ場**」を設置することができます。

支援の概要

「**実証ほ場**」を設置する地域協議会が、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証等の運営業務を委託することにより支援します。

再生作業や作物栽培に必要な経費は、ほとんど全てが交付金によって支払われますので、被災された方は、ほぼ自己負担なしで営農を再開することができます。

対象経費

- 再生作業や土壌改良、基盤整備（暗きょ排水など）等に要する経費
- 作物の栽培実証等に要する経費
- ア 物財費（種苗、肥料、農薬、諸材料費等）
- イ 水利費
- ウ 建物・自動車、農機具等に係る修繕費
- エ 栽培管理に係る賃金（家族労働・雇用労働費）
- オ 機械・器具の賃借料
- カ 農業用施設の整備費（国への事前相談が必要）
- 結果のとりまとめ、展示・PRに要する経費

「実証ほ場」は、地域耕作放棄地対策協議会が設置するものであるため、本制度による支援を希望される場合は、地域耕作放棄地対策協議会（市町村農政担当課又は市町村農業委員会）と事前に十分な打ち合わせが必要です。

また、実証期間中の収穫物の取扱いや、実証ほ場に設置した農業用施設の取扱いなどには一定の制限があります。詳しくは、県農村振興課（電話：024-521-7416）又は、県農林事務所農業振興普及部へお問い合わせください。

むらからまちから

川俣町地域担い手育成総合支援協議会

での「実証ほ場」の取組みを紹介いたします。

取組のきっかけ

福島第1原発事故の影響で計画的避難区域に指定された飯舘村でカーネーションを栽培していた農家（川俣町在住）が、県協議会作成のパンフレットで「実証ほ場」を活用した支援制度を知り、同じ境遇で避難していた川俣町山木屋地区（計画的避難区域に指定）の小菊栽培農家3名とともに、川俣町協議会にこの制度の活用を相談しました。

再生前の耕作放棄地



重機を使っての再生作業

実証ほ場の概要

- ア 設置箇所数 4箇所
- イ 設置面積 2.62ヘクタール
- ウ 実証作物 小菊（3箇所）及びカーネーション
- エ 設置期間 平成23年11月～平成24年12月（予定）
- オ 運営方法 町内の被災農家（4名）に対して実証作物の栽培管理を委託

再生ほ場には、小菊の育苗ハウス等を設置



編集後記

今回は、平成23年11月21日に成立した、国の第3次補正予算関連事業「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業」を紹介するため「特別号」として発行しました。

年末年始にかけて、来年度の営農計画等を検討される農家の皆さんが多いと思います。耕作放棄地を活用して営農を開催しようとお考えの方がいらっしゃいましたら、この事業の活用を検討していただければと思います。

地域協議会の皆様には、年度末に向けて業務が錯綜する時期ではありますが、「被災者支援」の観点から、本事業への積極的な取組をお願いします。